

Q414. 社労士会労働紛争解決センターで特定社会保険労務士が代理できる請求金額に制限はありますか。

特定社労士は、社労士会労働紛争解決センターでも代理人となることができますが、社労士会労働紛争解決センターの場合は、60万円を超える請求については、弁護士との共同代理が必要となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
代表弁護士 藤田 進太郎